

発生届の限定(全数把握見直し)の取扱いについて

1 背景・趣旨

感染者が全国で急増し、全数の発生届出を義務付けることについては、医療機関及び保健所の負担につながることから、専門家、関係団体から見直しの提言等が示されてきた。

発生届出に係る事務が医療機関等の負担となり、医療提供に支障を生じるおそれがあると都道府県が認める場合であって、かつ、都道府県が日ごとの患者総数等を毎日公表する場合は、緊急避難措置として発生届出の対象を限定することを可能とした。

また、今月26日からは全国一律で実施する方針を示したところ。

(1) 限定する発生届出の対象者

- ① 65歳以上の者
- ② 入院を要する者
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者
又は、重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者
- ④ 妊婦

(2) 限定の手続き

都道府県知事の届出を受けて、厚生労働大臣が都道府県名を告示

(3) 都道府県が公表する日ごとの患者総数等

- ・ 新型コロナウイルス感染症と診断された者
- ・ 日ごとの患者の総数
- ・ 日ごとの患者の年代別総数
0歳、1～4歳、5～9歳・・・90歳以上

2 実施に当たって実務上の扱い

(1) 厚生労働大臣への届出の要件

- ・ フォローアップセンターの設置
発生届出は重症化リスクのある方に限定されることから、届出の対象外となる方については、健康観察は行わないこととなるが、急な体調変化時の連絡体制や、医療機関の紹介等を行う健康フォローアップセンター等を設置すること。
- ・ 保健所設置市等との意見聴取
当該緊急避難措置は都道府県単位で行うことから、管内の保健所設置市と意見調整を行うこと。

(2) 届出のシステム上の対応

- ・ 届出の対象者
ハーススにより届出
- ・ 届出の対象外の方
FAX又はメール等による簡便な方法での報告
※国は9月16日から、ハーススで届出ができるよう改修予定。

(3) フォローアップセンターの役割

- ① 必要な相談・支援を提供する対象者
 - ・ 医療機関を受診していない陽性者
 - ・ 発生届の対象とならない陽性者
- ② 周知・広報
名称，連絡先，ホームページのURL等を周知するとともに，受診時に医療機関で伝達できるようにすること。
- ③ 医師を配置
同センターに配置される医師の管理下で，医療機関を受診せず自己検査等で陽性となった者の登録を受け付けること。
- ④ 診療・検査機関等への案内
重症化リスクのある者として発生届の対象となっている者であることが判明した場合は，適切に診療・検査機関等に案内すること。
- ⑤ 登録者数の報告
医療機関を受診せず陽性と登録された者の年代別の数を自治体に報告すること。
- ⑥ 体調悪化時等の対応
登録者の体調が悪化した際には，医師等が相談に応じ，医療機関等を案内すること。

3 本県の対応

お盆以降、感染者数は減少傾向に転じてきたものの、連日、2,000人程度の感染者が発生しており、病床使用率も50%程度、重症者用の病床使用率も30%前後で推移するなど、高水準で推移。

受入医療機関においても、感染や濃厚接触等により出勤できない医療従事者が発生しており、医療機関の負荷が高い状況にある。

多数の感染者の発生届出に係る事務が医療機関等の負担となり、医療提供に支障を生じるおそれがあることから、以下のとおり、発生届出の対象を限定することとする。

(1) 限定する発生届出の対象者

国の方針に沿う形で対応

- ① 65歳以上の者
- ② 入院を要する者
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与が必要な者、又は、重症化リスクがあり、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者
- ④ 妊婦

(2) 都道府県が公表する日ごとの患者総数等（国の方針に沿う形で対応）

- ① 対象者
 - ・ 新型コロナウイルス感染症と診断された者
 - ・ 日ごとの患者の総数
 - ・ 日ごとの患者の年代別総数（0歳、1～4歳、5～9歳…90歳以上）
- ② 把握方法
 - ・ 医療機関を受診した感染者数は、医療機関が年代別数をFAXまたはメールでフォローアップセンターに提出し、センターが県に報告
 - ・ 医療機関を受診せず自己検査等で陽性となった者はセンターで判定し、陽性として登録された者の年代別数をセンターが県に報告

(3) 健康フォローアップセンターへの医師の配置（国の方針に沿う形で対応）

医療機関を受診せず自己検査等で陽性となった者を判定するため、センターに医師を配置する。（9月議会において追加提案（補正予算）を行う予定）

(4) 陽性者への対応

- ① 発生届の対象者（国の方針に沿う形で対応）

入院、入所、健康観察、支援物資等の配布等を行う。
- ② 発生届の対象外の者（国の方針に沿う形で対応）

ア 健康観察
健康観察は行わず、体調が気になる場合は、フォローアップセンターによる相談で対応

イ 宿泊療養施設への入所

高齢者や基礎疾患のある家族と同居している方など、自宅における感染防止対策が困難な方や、早期に退院される方などの入所を希望される方

ウ パルスオキシメーターの配布

自身の健康状態を把握するために希望される方

エ 生活支援物資の配布

家族、友人等から食事などの支援を受けられない方

オ 支援の手続き

希望者が入所等の手続きに必要な情報をWeb登録するシステムを構築し、支援を行う。

【登録項目】

- ・ 氏名
- ・ 住所
- ・ 連絡先
- ・ 発症日←療養期間確認のため
- ・ 診断日・受診医療機関名（陽性者確認のため）
- ・ 希望する内容（入所、パルス、生活支援物資）

カ 療養証明書の発行

療養証明書については、本県においては発行を予定していたが、国は発行せず代替書類の活用することを今回明示したこと、また、保険会社においても、検査結果通知書や診療明細書などの活用等を示していることから、発生届出の対象外の方に対しては発行しないこととしたい。

4 日程

- ・ 9月14日(水) 厚生労働大臣への届出 9月14日(水)17時(最終締め切り)
- ・ 9月16日(金) 告示
- ・ 9月20日(火) 運用開始(厚生労働省と要調整)
- ・ 9月26日(月) 全国一律での実施